

# <特別徴収を継続する場合における異動届出書の記載箇所>

※旧特別徴収義務者は赤枠の箇所に必要事項を記入し、新特別徴収義務者に渡してください。

新特別徴収義務者は、旧特別徴収義務者から受け取った異動届を確認の上、青枠の箇所に必要事項を記入し、大田区に提出してください。

1 現年度		2 新年度		3 両年度	
※区処理欄					
特別徴収義務者 指定番号				※市区町村ごとに異なります。	
宛名番号					
課・係 氏名					
電話				(内線)	
異動の事由				異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額
1 退職 2 退職 3 伊 4 休 5 定期 6 死亡 7 会社 8 住所 9 その他 (特別徴収不可)				1 特別徴収継続 (月以降、必須) 2 普通徴収 (月以内) 3 普通徴収 理由	円 控除社会 保険料額 円
※「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普C) 給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が100万円以下)					
2 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)					
3 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)					

  

一括徴収の理由	徴収予定	相続人の氏名等
1 異動が令和 年 月 日 までで、申出があったため ( 月 日申出)	徴収予定日 徴収予定額 円	氏名 続柄 住所 電話
2 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	円	

  

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書	
新しい勤務先の特別徴収 (※ 新規事業所の場合は)	勤務先では 月額 円を 月分から徴収し、納入します。
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	氏名
フリガナ	氏名
氏名又は名称	氏名
代表者の職氏	氏名

**旧特別徴収義務者が**

**必要箇所をご記入ください。**

**記入不要**

**新特別徴収義務者が**

**必要箇所をご記入ください。**

**記入  
不要**

御注意  
1 異動届は、提出先(大田区納税課)に提出してください。  
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収届出書に記載された宛名番号を記載してください。  
3 「転勤(転職)等による特別徴収届出書」の欄には、特別徴収届出書に記載された宛名番号を記載してください。  
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、「一括徴収」の欄に必要事項を記載し、新特別徴収届出書と一緒に提出してください。